

○ **【重要】** 有資格業者名簿の登録事項の変更手続きについて

有資格業者名簿の登録事項（住所・代表者など）について変更が生じた場合は、速やかに変更の手続きを行ってください。

また、平成 30 年度から、建設工事の制限付一般競争入札においては、総合事務所の区域ごとでの入札（地区別発注）を一部実施します。

地区別発注においては、入札参加に必要な資格に、本店の所在地が総合事務所の区域内であることの要件が加わりますので、ご注意ください。

実際の所在地と異なる所在地で入札に参加された場合は、当該入札が無効となり、指名停止措置等の対象となる場合があります。